

日本肥満学会肥満症専門医認定規則

第1章 総 則

- 第1条 この制度は肥満症診療に関する臨床の知識の発展普及を促し、有能な肥満症専門医の養成を図り、これら患者の診療及び国民の健康増進に貢献することを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成する為、日本肥満学会（以下本学会という）は、肥満症専門医制度を制定し、専門医を認定する。
- 第3条 本制度の維持と運営のために、専門医認定委員会（以下本委員会という）を設置する。

第2章 専門医認定委員会

- 第4条 専門医認定委員会の構成、運営を次のように定める。
- 1) 専門医認定委員会は、理事会が選出した若干名の委員をもって構成する。
 - 2) 委員長は理事長が指名する。
 - 3) 本委員会は専門医の認定に関わる全ての業務を行う。
 - 4) 本委員会に専門医認定試験委員会、カリキュラム委員会、カリキュラム評価委員会を設置する。
 - 5) 専門医認定試験委員会、カリキュラム委員会委員長を本委員会副委員長とする。
- 第5条 専門医認定試験委員会の構成、運営を次のように定める。
- 1) 専門医認定試験委員会（以下試験委員会という）は、本委員会が選出し、理事会が承認した若干名の委員をもって構成する。
 - 2) 試験委員会委員長は本委員会委員長が指名する。
 - 3) 試験委員会は認定試験に関わる以下の業務を行う。
 - ①試験結果の判定。
 - ②その他認定試験施行に関する業務
 - 4) 試験問題作成小委員会を設け認定試験に関わる以下の業務を行なう。
 - ①認定試験問題の作成、点検、採点。
- 第6条 カリキュラム委員会の構成、運営を次のように定める。
- 1) カリキュラム委員会は、本委員会が選出し、理事会が承認した若干名の委員をもって構成する。
 - 2) カリキュラム委員会委員長は本委員会委員長が指名する。
 - 3) カリキュラム委員会は専門医認定のための研修カリキュラムに関わる以下の業務を行う。
 - ①専門医研修カリキュラムの作成。
 - ②研修マニュアル、研修指導マニュアルの作成。
 - ③その他研修カリキュラムに関する業務

- 第7条 カリキュラム評価委員会の構成、運営を次のように定める。
- 1) カリキュラム評価委員は、理事長が委嘱する。
 - 2) カリキュラム評価委員会委員長は理事長が指名し委嘱する。
 - 3) カリキュラム評価委員会は、カリキュラム委員会が作成したカリキュラムが適正であるか評価する。

第8条

- 1) 各委員の任期は3年とし、留任を妨げない。
- 2) 本委員会及び試験委員会、カリキュラム委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3) 本委員会及び試験委員会、カリキュラム委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。

第3章 専門医認定申請の資格

- 第9条 専門医の認定を申請する者は、次の各項の条件を全て満たすものとする。
- 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての見識、人格を備えていること
 - 2) 申請時において、継続3年以上または通算5年以上本学会会員であること。
(休会期間は会員歴には含まれない)
 - 3) 申請時において、基幹学会（日本内科学会、日本外科学会、日本産婦人科学会、日本小児科学会、日本整形外科学会）の認定医または専門医として認められている者。
 - 4) 基幹学会の認定医または専門医を取得後、申請時まで3年以上日本肥満学会認定肥満症専門病院にて肥満症の診療に従事している者。
 - 5) 肥満症の臨床に関する筆頭者としての学会発表2編、あるいは論文発表が1編以上あること。なお、学会・雑誌に関しては細則で定める。
 - 6) 一定以上の肥満症の入院または外来症例の診療経験を有する者。その症例数は細則で定める。
 - 7) 本条の要件に関しては別途過渡的措置を定める。

第4章 肥満症専門医の認定、更新

- 第10条 専門医認定試験の受験を希望する者は、次の各項に定める申請書類に申請料を添え、正本1通（事務局保管用）と、副本1通（委員会用）の合計2通を、本委員会に提出するものとする。
- 1) 専門医認定申請書
 - 2) 履歴書（本学会の会員歴を含む）
 - 3) 医師免許証（写し）
 - 4) 基幹学会の認定医または専門医認定証の写し

- 5) 症例記録
 - 6) 業績目録
 - 7) 「肥満症専門病院研修開始同意書」、「肥満症専門病院終了証明書」
- 第11条 認定試験は年1回行う。実施方法等については細則にて定める。
- 第12条 試験委員会は、受験資格の審査を行い、認定試験を実施し、試験結果の判定を行う。
- 第13条 本委員会は、試験委員会の判定を基に肥満症専門医の認定を行う。理事長は専門医と認定された者に対し理事会の承認を経て、肥満症専門医認定証を交付し、学会誌に公表する。
- 第14条 認定の更新は5年をもって行う。認定期間終了時に次の各項に定める全ての書類を本委員会に提出し、専門医更新の審査を受ける。実施方法、更新条件等については細則にて定める。
- (1) 専門医認定更新申請書
 - (2) 50単位以上の研修単位を取得した証明。研修単位は細則にて定める。
 - (3) 症例記録表。その症例数は細則で定める。
 - (4) 基幹学会の認定医または専門医認定証の写し

第5章 肥満症指導医の資格

- 第15条 肥満症診療を行う肥満症専門医の育成を目的として、肥満症指導医を認定する。
- 第16条 指導医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格条件を全て満たすものとする。
- (1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び見識を備えていること。
 - (2) 申請時において連続5年あるいは通算7年以上本学会の会員であること。
 - (3) 肥満症専門医であること。
 - (4) 肥満症に関する臨床業績を有すること。
 - (5) 肥満症の診療及び教育に十分な経験があること。
- 第17条 認定肥満症専門病院で指導医が在籍しない場合の代替措置として、専門医認定委員会で特に認められた者を、「特例指導医」と呼称する。
- (1) 特例指導医は肥満症専門医の資格を必要としない。
 - (2) 本学会の専門医2名以上からの推薦
 - (3) 特例指導医は、肥満症の診療に5年以上従事している十分な臨床経験を有し、かつ本学会の会員であること。
 - (4) 特例指導医の認定期間は5年間までとする。

第6章 肥満症指導医の認定、更新

- 第18条 指導医の認定を申請する者は、次の各項に定める書類を全て本委員会に提出する。

- (1) 指導医認定申請書
- (2) 履歴書（本学会の会員歴を含む）
- (3) 業績目録
肥満症の臨床に関する共同演者を含む学会発表又は共著を含む論文発表が、最近5年間に5編以上あること（このうち少なくとも1編は論文発表であること）。なお、学会・学会誌に関しては、細則で定める。
- (4) 一定以上の肥満症の症例記録表。その症例数は細則で定める。

第19条 専門医認定部会は原則として年に1回申請書類を審査し、理事会に推薦し、理事会で指導医の認定を決定する。

第20条 理事長は指導医として認定された者に対して肥満症指導医認定証を交付し、学会誌等で公表する。

第21条 指導医の認定期間は専門医認定と同期間とする。専門医の更新が認められれば指導医の資格も同時に更新される。

第7章 資格の喪失

第22条 理事長は指導医、特例指導医、専門医としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、指導医、専門医の資格を理事会の議決を経て取り消すことができる。

第8章 認定肥満症専門病院（教育施設）

第23条 日本肥満学会認定肥満症専門病院の認定は、日本肥満学会認定肥満症専門病院認定委員会にて行う。

第9章 規則の改廃

第24条 この規則の改廃は本委員会、および理事会の議決を経て、学術評議員会および総会の承認を受けなければならない。

第10章 補則

第25条 この規則は2011年9月23日から施行する。

第26条 この規則施行についての細則は、本委員会により定め理事会にて決定する。

【特例措置1】

肥満症専門医認定規則第 9 条第 4 項の条件を満たさず申請資格がない者については、下記の条件を全て満たす場合は、2018 年の認定試験まで特例として申請を認める。

2012 年 5 月 22 日発効

2015 年 10 月 1 日改訂 期間延長

(1) 日本肥満学会認定肥満症専門病院の認定を受ける 10 年前迄に、当該病院に 3 年以上在籍し肥満症診療に従事していること。(在籍の証明は、現在の施設長による証明で可とする。)

(2) 肥満症専門医認定細則に定める研修単位を、2012 年以降に 50 単位以上取得していること (うち 30 単位は本会事業への参加によるもの)。

【特例措置 2】

認定肥満症専門病院での研修の機会がなかったために、肥満症専門医受験資格がないものに対し、特例として、下記の要件を満たせば受験資格を認めることが理事会にて決定致しました。

2013 年 10 月 10 日発効

2015 年 10 月 1 日改訂 2) 期間延長

1) 日本肥満学会認定肥満症専門病院(以下専門病院)発足の平成 16 年 4 月以前に基幹学会の認定医、専門医資格を取得し、かつ専門病院で研修する機会がなかったものについて、肥満症認定規則第 9 条、第 4 項のみ満たしていない場合にのみ、下記の要件を満たしていれば、特例として肥満症専門医認定試験の受験申請を認める。

- ① 申請時において継続して 5 年以上の会員歴があること。
- ② 申請時から過去 5 年以内に第 9 条、第 5 項の要件を満たすこと。
- ③ 申請時まで 3 年以上肥満症の臨床に携わり、適切な診療を行っていることと認められること。
- ④ その他の項目については認定規則、細則に従う。

2) この特例措置は発効後 6 年間とする。

【特例措置 3】

1) 日本肥満学会認定肥満症指導医 (以下指導医) が不在のため、日本肥満学会認定肥満症専門病院 (以下肥満症専門病院) の認定を得られず、肥満症専門病院がない県が現時点でも少なからず存在する。

肥満症患者が、適切な肥満症の診療を日本全国であまねく享受できるようにするため、肥満症専門病院が当該の県に 3 病院以下の場合、肥満症専門病院の認定申請を条件に、下記に定める条件を満たす医師を特例指導医に認定する。

- (1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び見識を備えていること。
- (2) 申請時において連続 5 年あるいは通算 7 年以上本学会の会員であること。
- (3) 肥満症に関する臨床業績を有すること。
- (4) 肥満症の診療及び教育に十分な経験があること。

(5) 認定肥満症専門病院認定規則第 5 条（認定条件）の第 2 項以外を満たす病院の常勤医師であること。

2) この特例措置で認める特例指導医の認定機関は 5 年間とする。この期間中に肥満症専門医資格を取得し、指導医の認定を得た常勤医師が在籍することにより、肥満症専門病院の認定を継続できる。

2022 年 10 月 29 日改訂